

江戸時代の身分制度と人々の暮らし（社会科）

対象：小学校6年生以上

1 本時の主眼

資料「ある裁判」を読み、裁判所である奉行所が差別をしていることに疑問を持った児童たちが、教科書等の記述から江戸時代の身分制度のもとで、どのようなことが行われていたのかを話し合うことを通して、百姓や町人とは別にきびしく差別されてきた人々がどのように暮らしていたのかを考えることができる。

2 人権教育の視点

- 部落差別の歴史的経過等について、近世では権力者が差別を生み出したのではなく、民衆の中にあつた排除や差別の意識を権力側が利用したという部落史研究で明らかにされてきた視点で学ぶ。（知識）
- 百姓や町人とは別にきびしく差別されてきた人々の心情を想像できる。（技能的側面）
- 被差別の立場の人々が社会や文化の発展を支えたことを理解する。（知識的側面）

3 本時の位置

前時 江戸幕府が親藩・譜代・外様を全国に配置し、参勤交代などによる大名支配を行ったことや、武士、百姓、町人という身分制度を確立し、暮らしにみあつた負担をさせたことを学習した。

4 指導上の留意点

- 補助資料を用いる場合は、必要に応じて解説を加えながら説明する。
- 最下層に置かれた差別ではなく、社会的に疎外されていたこと、室町時代からの差別を幕府はさらに強めていったことをおさえる。

5 展 開

段階	学習活動	予想される児童の反応	指導・助言	時	資料
導 入	1 資料「ある裁判」を読み、なぜ、人々はその村の人々を差別したのか考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・村同士の仲が悪かったのではないか。 ・乱暴者はどうして罰せられなかったのかな。 ・「差別される身分のくせに」って何だろう。 ・どうして奉行所は村人たちの方が悪いと言ったのだろう。 ・裁判所まで差別するなんておかしい。 ・この村の人は逆らってはいけないということ？ 	<ul style="list-style-type: none"> ○この時代の身分制度を表す資料として、資料「ある裁判」を範読し、内容を確認する。 ○疑問に思ったところはどこか問いかけ、全体で共有していく。 ○奉行所は村の人にどんな落ち度があると言っているのだろうか、と問いかける。 ○どうして奉行所までも差別したのだろうか問いかけ、学習問題を設定する。 	10	・資料「ある裁判」
	学習問題：裁判所である奉行所までも「ある村」の人を差別したのはなぜだろうか。				
		<ul style="list-style-type: none"> ・奉行所の人でも悪い人の仲間だったのではないか。 ・差別をさせるような法律があつたのではないか。 	○なぜ差別をしたのか予想したことを共有する。		
学習課題：江戸時代には差別をしなくてはならないきまりがあつたのか調べてみよう。					
	2 教科書の記述から、	<ul style="list-style-type: none"> ・住む場所を区別された。 ・身なり（衣服）を百姓や町人 	○教科書「差別されてきた人々」の記述を確認するように促す。	25	教科書の

展 開	どのような差別を受けたのか読み取る。	と区別された。 ・町や村の祭りへの参加を許されなかった。 ・農業、手工業 ・芸能 ・治安 ・社会を支え、伝統的な文化を伝えた。	○していた仕事はどれも社会を支える重要な内容であったことを一緒に確認する。 ・用語について必要に応じて解説する。	5	記述 補助資料 「差別されていた人々への政策」
	3 読み取ったことをもとに話し合う。	・幕府が、住む場所や身なりを百姓や町人と区別させたのだろうか。 ・百姓や町人と同じではいけなかった。 ・差別はいけないと気づく人はいなかったのかな？ ・祭りに参加させなかったのも幕府の命令かな？ ・差別されていたのに社会を支え、文化を伝えたってどういうこと？	○どのようなことが考えられるか問う。 ・必要に応じて補助資料を用いる。 ○疑問に感じたことを取り上げて、全体で意見交換する。 ○はじめの資料「ある裁判」にもどり、乱暴者を罰せず、訴えた村の人を責めていることから、「身分制度」とはどんなものが全体に問う。		
まとめ	4 学習を振り返る。	・ひどい差別だ。 ・抵抗しなかったのかな。 ・奉行所も差別して当たり前の世の中だった。 ・身分を守らなければいけない時代だった。 ・社会を支えた人たちが差別されるのはおかしい。 ・人権が守られない時代だったのか。	○学習を振り返り、感想や疑問を出し合う。	5	

（『同和問題学習展開案』（長野県教育委員会）より）

【参考】

○ DVD 『誇りうる部落の歴史』の活用

被差別の立場の人々が社会や文化の発展を支えたことを理解していく際に活用できます。

・『誇りうる部落の歴史』企画：長野県同和教育推進協議会

制作：東映株式会社教育映像部（30分）

「長野県、さらに東日本を中心に近世被差別民の仕事・技術・文化を検証した成果に基づき、この人たちが当時の主要な生産関係と社会生活の中で重要な役割を担ってきた事実を知り、正しい部落観をもってもらふ目的で制作した。」（DVDの説明文より）

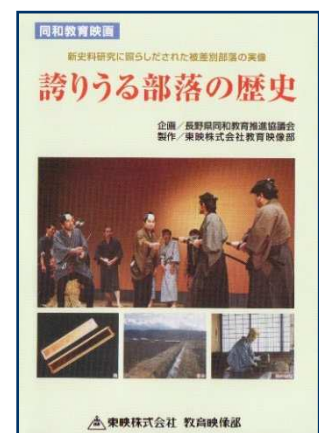
○ DVD 「シリーズ映像でみる人権の歴史（第2巻）」

江戸時代の身分制度と差別された人々（小学生版・中学生以上版）

中世に始まったすべての身分が、居住地や税制、戸籍などで固定され、江戸時代に「制度化」されたことを新しい図式を提示して分かりやすく解説するとともに、それを乗り越えて生きた人々の姿を明らかにしています。

・「シリーズ映像でみる人権の歴史（第2巻）」企画・制作：東映(株)教育映像部（15分）

※ 教師が事前に視聴し、児童生徒の発達段階に応じて活用をしてください。「中学校歴史教科書の記述の見直し」でも述べましたが、過去の学習資料やビデオ教材の中には、現在の教科書の記述とは異なるものがありますので、注意が必要です。



◇ 資料「ある裁判^{さいばん}」



江戸時代の中頃^{なかごろ}（1772年）のこと。和泉^{いずみ}の国のある村の女の人が、6人連れだって近くの神社へ夜参りに出かけました。ところが、神社の前の茶店で酒を飲んでいて5、6人の男がいやがらせをしたうえ、逃げおくれた2人に対して着物を引き破^{やぶ}るなどの乱暴をはたらきました。

これを知った同じ村の若者たちは「もってのほかだ」と抗議^{こうぎ}にいきましたが、その男どもは、「差別される身分のくせに文句を言うな」とうそぶき、「おまえたちの5人や6人ぐらい、打ち殺してしまっても何のたたりがあろうか」と茶碗^{ちやわん}や障子^{しょうじ}を投げつける始末でした。とうとう、その村の人々は、奉行所^{ぶぎょうしょ}に訴^{うった}えました。ところが、裁判所である奉行所もその村の人たちの主張を認めず、かえってその村の人々の方に落ち度^{おど}があったと、責めたてたのでした。

（『部落史に学ぶ』 外川正明著 解放出版社刊）

◇ 補助資料 「差別されていた人々への政策」

□1675年 ^{やぶ てんりょう} 養父（天領）

差別されていた人々の住む村を百姓の住む村から切り離して、川向かいの南側が高い山でさえぎられた、冬にはほとんど日が当たらない、夏には山からの鉄砲水で洪水の被害に見舞われる場所に住まわせた。

□1699年 ^{あわはん} 阿波藩

差別されていた人々の衣類は、百姓のそれよりも粗末^{そまつ}なものを着るように命じる。

□1742年 高田藩

城下の差別されている人々は、今後町を歩くときは必ず住む町の名を書いた札を下げることを命じる。

□1743年 ^{ちょうしゅう} 長州藩

差別されていた人々が「商人にまぎれこんで呉服や染物類^{あきな}を商^{あきな}っているのは不届きである」として禁止する。

□1776年 ^{かが} 加賀藩

差別されている人々は、もともと人と見なされていない者で、商売のほかは百姓や町人と交わる筋合^{すじあ}いのものでないから、人々の集まる場所にまかり出ないようにと領内^{りょうない}に通達^{つうたつ}を出した。